

2026 年 9 月 7 日
長野県中野市
株式会社さとふる

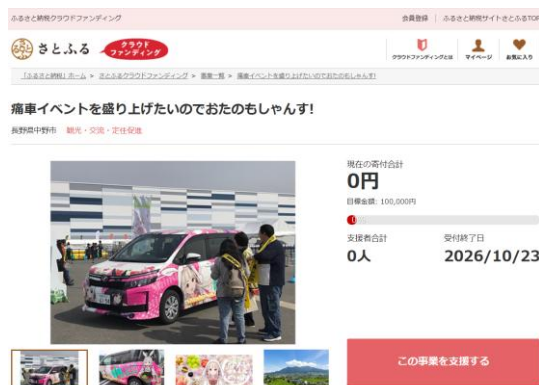
長野県中野市とさとふる、痛車イベント開催を通じて 中野市の魅力を発信するため、寄付受け付けを開始

～クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、100,000 円を目標に寄付を募集～

長野県中野市とふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる（本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 CEO：藤井 宏明）は、「さとふるクラウドファンディング」(<https://www.satofull.jp/projects/top.php>)にて、「痛車イベントを盛り上げたいのでおたのめしゅす!」の寄付受け付けを 2026 年 9 月 7 日より開始します。なお、本事業の「さとふるクラウドファンディング」における寄付募集は 2024 年度より継続しており今回で 3 回目となります。

詳細は事業ページ (https://www.satofull.jp/projects/business_detail.php?crowdfunding_id=758) をご参照ください。

■イメージ



「さとふるクラウドファンディング」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、寄付金の使途に応じた事業を立ち上げ寄付を募る、クラウドファンディング型ふるさと納税サイトです。寄付者は「さとふるクラウドファンディング」上で具体的な寄付金の使途から寄付先を選択できるほか、自治体への応援メッセージの投稿や集まった寄付金額を随時確認することもできます。

■事業概要

事業名：痛車イベントを盛り上げたいのでおたのめしゅす!

目標寄付額：100,000 円

受付期間：2026 年 9 月 7 日～2026 年 10 月 23 日

URL：https://www.satofull.jp/projects/business_detail.php?crowdfunding_id=758

※ 受付期間や募集金額は、変更の可能性あります。

■長野県中野市からのメッセージ

「痛車」をきっかけに、中野市をもっと知ってもらいたい。そんな思いから、「信州痛車フェス in なかの」を 10 月 25 日（日）に開催します。市内外、県外から集まる痛車とともに、豊かな自然や旬の農産物など、中野市ならではの魅力を楽しんでいただくイベントです。高速道路や鉄道でのアクセスにも恵まれた中野市を舞台に、地域の魅力と新たなカルチャーが交わる一日。市内外から多くの皆さまにお越しいただき、中野市の新たな交流・観光イベントと一緒に盛り上げていきます。

■株式会社さとふると株式会社 CAMPFIRE の取り組みについて

株式会社さとふると「CAMPFIRE（キャンプファイヤー）」を運営する株式会社 CAMPFIRE（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中島 真）は、業務提携を結んでいます。両サイトにてふるさと納税制度を活用した自治体のクラウドファンディングプロジェクトへの寄付受け付けを行っているほか、自治体へ事業の企画アドバイスや記事の制作支援を協力して実施しています。本事業は「CAMPFIRE（キャンプファ

イヤー)」からも寄付申込みが可能です。

株式会社さとふるは、今後もさまざまな取り組みを通じて地域の生産者や自治体に寄り添いながら、地域活性化を推進します。

■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさとの元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>)を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

<お客さまから>

・さとふるサポートセンター E-mail: ask@satofull.co.jp

Tel: 0570-048-325 受付時間: 午前 10 時～午後 5 時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）